

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等に係る
施設の使用制限等の協力依頼等について**

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと緊急事態となり、医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置等として、下記のとおり、営業時間の短縮等を依頼します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期間 令和3年8月1日(日)から令和3年8月31日(火)まで
※まん延防止等重点措置は、8月2日(月)から8月31日(火)まで

2 内容

(1) 多数利用施設〔特措法第24条第9項等に基づく〕

| 種類・施設例 | 神戸市、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、姫路市 | 北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域 ※左記以外の地域 |
|------------------------|--|---|
| 運動・遊技施設 | ■8月1日(日) ・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は11時～19時30分) *酒類提供の場合は「一定の要件」(※3)を満たすことの協力要請 | ■8月1日(日) ・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は11時～20時30分) *酒類提供の場合は「一定の要件」(※3)を満たすことの協力要請 |
| 劇場、映画館等 | | |
| 集会・展示施設 | ■8月2日(月)～8月31日(火) ・20時までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は禁止) | ■8月2日(月)～8月31日(火) ・21時までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は11時～20時) *酒類提供の場合は「一定の要件」(※3)を満たすことの協力要請 |
| 博物館等 | | |
| ホテル・旅館 (集会の用に供する部分) | | |
| 遊興施設 | ・イベント開催制限の要件(※4)を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 | |
| 商業施設 (生活必需物資を除く) | | |
| サービス業 (生活必需サービスを除く) | | |

※1 イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※3 ・7か/板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

※4 イベント開催制限の要件〔国の開催基準を踏まえ決定〕

| 区分 | 収容定員 | 人数上限 |
|-------------------------|--------|---|
| 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの | 100%以内 | ■8月1日(日) 5,000人以下 又は収容定員の50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 ■8月2日(月)～8月31日(火) 5,000人以下 |
| 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 50%*以内 | |

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

(2) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間: 平日 9時～17時
(ただし7/31(土)、8/1(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間: 平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html